

鹿島病院やまゆり居宅介護支援事業所の概要

《令和4年8月1日》

事業所所在地	島根県松江市鹿島町名分243-1
管理者の氏名	濱崎 貴仁(主任介護支援専門員)
指定番号	3271100020
連絡先	電話 (0852) 82-2645 (0852) 82-2750
営業日	月～金(ただし祝日、8/14～15、12/30～翌年1/3を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 ※24時間連絡体制の確保 当事業所は営業時間外・休日も24時間対応しています。緊急時等、いつでもご連絡ください。
利用定員	利用者35名又はその端数を増すごとに1名を標準とする。
サービス提供地域	松江市内
職員の職種、人数	介護支援専門員 4名 事務員(病院業務と兼務)
事業の目的	鹿島病院やまゆり居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基くと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。
運営の方針	<p>1. 被保険者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。</p> <p>2. 被保険者が要介護状態等に係る申請に対して利用者の意思を踏まえ、必要な協力をを行う。また、被保険者の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。</p> <p>3. 被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連帯を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努める。</p> <p>4. 他の市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は公平・中立な立場で正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。</p> <p>5. 地域包括ケアシステムの構築の推進するための地域ケア会議に協力し、地域に貢献する。</p> <p>6. 研修の実施主体との間で実習等の受入れを行う体制を整える。</p> <p>7. 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類が特定の事業者に不当に偏することのないよう公平・中立に行う。複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、公平性、中立性を確保する。</p> <p>8. 地域包括支援センターより、介護予防サービス計画書の作成依頼の委託を受けた場合は、介護予防サービス計画書の立案を行う。</p> <p>9. 平時、又は利用者の入所・入院時において、利用者の診療、療養等に資する為、関係する医療機関や介護事業所等との連携をとり、速やかに必要な情報の授受を行うものとする。</p> <p>10. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について周知徹底を図る。</p> <p>② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。</p> <p>③ 職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当者を置く。</p> <p>④ 担当者は、法人に設置している身体抑制検討部会の構成員である在宅サービス部職員がその任に当たる。</p>
利用料金	1ヶ月の利用料金は、原則として介護報酬から負担されますので、利用者の負担はありません。ただし、厚生労働大臣が定める中山間地域等は除く通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行なう場合の交通費について、利用者の同意を得てから実費を徴収する場合がございます。 ・交通費(通常の事業の地域外の場合)：1回 250円
苦情相談窓口	<p>●当事業所お客様相談窓口 受付窓口 医療法人財団 公仁会 鹿島病院内 担当者 濱崎 貴仁(主任介護支援専門員) 受付時間 8:30～17:30 ご利用方法 (電話) 0852-82-2645 (直接) 鹿島病院5F やまゆり居宅介護支援事業所 苦情が生じた際、担当者から所長へ報告し、必要に応じて、市等への届出を行います。</p> <p>●松江市健康福祉部介護保険課事業所指定係 連絡先 0852-55-5689</p> <p>●島根県国民健康保険団体連合会 審査第2課 介護保険係介護サービス苦情相談窓口 連絡先 0852-21-2811</p>
緊急時及び事故発生時の対応	利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示にしたがいます。また、緊急連絡先に連絡いたします。また賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
ご利用者様へのお願い	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
個人情報の取り扱いについて	サービスの提供を通じ収集した情報は、「個人情報の使用に関する同意書」でお示しする目的以外に使用することはありません。またその秘密は、職員の退職後も、またサービスの提供が終了した後も守秘致します。
訪問看護計画の作成及び事後評価	主病名、日常生活状況、看護内容
認知症に係る取組みについて	研修の受講状況、取り組み状況について介護サービス情報公開制度において公表しています。
ハラスメント対策について	適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、別途法人の定めるハラスメント防止規程に基づき対応します。
第三者評価に実施	行っておりません。